

エコマーク商品類型 No.503

「ホテル・旅館 Version 1.1」  
認定基準書

—適用範囲—

旅館業法で対象とするホテル営業、旅館営業に該当する宿泊施設とする。

制 定 日     2012年 10月 1日  
改 定 日     2016年 1月 1日  
有 効 期 限   2022年 9月 30日

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.503「ホテル・旅館 Version1.1」認定基準書

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 認定基準制定の目的

ホテル・旅館は、海外からの利用者も多く、環境配慮についての関心も高まっている。海外では、ヨーロッパ、北欧、アメリカなどでエコマークと同様のタイプ I 環境ラベル機関により、多くのホテルが認定され、利用者の選択の目安とされている。日本では、環境に配慮された宿泊施設を選択したいと考える個人、企業が増えているものの、手軽に目につき、かつ容易に判断できる情報が十分に提供されているとはいえ、選択したくともなかなかできないのが現状である。一方で、多くのホテル・旅館が様々な環境への取り組みを行っているが、利用者にその努力が十分に伝わっているとはいえない現状もある。そこで、環境に配慮したホテル・旅館が一目でわかるエコマークを付与することにより、それらの取り組みを可視化し、簡便に手に入る環境情報として、利用者の環境に配慮した選択を可能とすることを目的として本認定基準を制定するものである。

また、エコマークでは、ホテル・旅館における様々な取り組みを評価することにより、そのような取り組みをさらに事業者に広めていくリーダーシップが必要であると考えている。そして、これから環境への取り組みを進めていこうと考えるホテル・旅館にとっても、行動を起こす指標となり、ひいては管理の行き届いたホテルとして利用者から認知されるという好循環が期待される。

なお、本認定基準においては、環境に配慮したライフスタイルの提案というエコマーク事業の目的から、特に宿泊施設と利用者との環境コミュニケーションを重視した。すなわち、宿泊施設の環境保全活動や、サービスそのものにおける環境面での情報、知識を利用者に伝えていくことにより、利用者の環境意識を高め、環境に配慮した行動へとつなげていくという相乗効果が大切であると考えている。もちろん、一般的な環境配慮事項である廃棄物削減、リサイクル、省エネ、節水などについても、設備の新旧や導入状況に応じてサービスの質を損なわずに取り組みが行えるよう配慮したうえで、多くの具体的な取り組み事例を提案する基準とした。(基準の概要については下表参照)

表. 基準大項目の一覧

<b>A.周辺環境への配慮と利用者との環境コミュニケーション</b>	
A-1. 周辺環境への配慮に関する基準	
A-2. 利用者との環境コミュニケーションに関する基準	
<b>B. 設備、運営による環境負荷低減</b>	
B-1.環境に配慮した施設の運営・管理体制に関する基準	
B-2.廃棄物削減・リサイクルに関する基準	B-2-1.食品廃棄物の削減
	B-2-2.食品廃棄物以外の廃棄物削減
B-3.省エネルギーに関する基準	
B-4.節水に関する基準	
B-5.化学物質に関する基準	
B-6.グリーン購入に関する基準	

## 2. 適用範囲

旅館業法で対象とするホテル営業、旅館営業に該当する宿泊施設。

なお、申込宿泊施設において管轄外となるテナントなどは、認定の対象範囲から除く。

## 3. 用語の定義

エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内または助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動。
環境管理責任者	宿泊施設において、環境への取組および環境経営システムを構築、運用、維持する責任を負うとともに、必要な権限を有する者。
環境方針	行動のため並びに環境目的および目標設定のための枠組みを提供する全体的な環境パフォーマンスに関連する意図および原則についての組織による声明。
環境マネジメントシステム	環境方針を作成、実施、達成、見直しかつ維持するための、組織体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセスを含むマネジメントシステム。
環境目標	環境目的を達成するために、目的に合わせて設定される詳細なパフォーマンス要求事項で、組織またはその一部に適用されるもの。
グリーン購入	購入の必要性を十分考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

## 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および説明資料などを提出すること。

なお、＜必須項目＞または＜推奨項目＞を設定している基準項目(12)、(13)、(16)～(18)、(21)については、＜必須項目＞を全て満たし、＜推奨項目＞は基準項目毎に要求する項目数を満たすこと。＜推奨項目＞について要求する項目数を満たさない場合は、その不足数を他の＜推奨項目＞において要求数を超過して満たした項目数で補ってもよい。すなわち、＜推奨項目＞の総数61のうち適合する項目数の合計が19以上であること。ただし、基準項目(12)は、＜必須項目＞の設定に代えて＜推奨項目＞を1つ以上満たすこととする。

### A. 周辺環境への配慮と利用者との環境コミュニケーション

#### A-1. 周辺環境への配慮に関する基準

##### (1) 立地地域の環境への配慮

施設の立地により影響を及ぼす周辺の自然環境の保護、生態系との共生について以下の例のような配慮をしていること。自然の少ない都市部においては周辺環境に配慮していること。

(例)

- ・環境アセスメントを実施し、環境保全に必要な措置を講じている

- ・周辺の動植物の保護、育成
- ・周辺や屋上の緑化
- ・自然の再生と保存を目的とするビオトープの設置
- ・害虫駆除剤、除草剤や化学肥料の使用を抑制し、生態系に影響の少ない資材(天然由来など)への転換に努めている。
- ・騒音、悪臭、夜間の光害の防止
- ・ヒートアイランド対策(敷地内の緑化、舗装材の改善など)
- ・周囲の景観を損ねないように配慮した建築

**【証明方法】**

実施している取り組みの内容を付属証明書に記載すること。

**(2) 外部の環境活動への参加**

施設外で行われる環境活動に参加、協力していること。

(例)

- ・周辺地域の環境保全活動(清掃、生き物の生息地の整備、自然保護など)
- ・自治体や地域団体、NGOとの環境活動(キャンペーン、イベントなど)
- ・環境に関する基金、団体の設置または支援、寄附など

**【証明方法】**

参加または協力している活動について、参加頻度や時期、内容および継続的(定期的)に行っているかを付属証明書に記載すること。

**A-2.利用者との環境コミュニケーションに関する基準**

**(3) 環境方針や環境配慮の取り組みの情報公開**

施設内やパンフレット、ホームページなどで、環境方針や環境配慮の取り組みの情報を公開、提供していること。

**【証明方法】**

環境方針や環境配慮の取り組みの情報を公開、提供している部分の写しを提出すること。

**(4) 環境に配慮した観光や移動手段についての情報提供**

環境に配慮した観光や移動手段についての情報を提供していること。

(例)

- ・環境に配慮した観光ルートなどエコツーリズムに関する情報提供
- ・国立公園内などにおける観光時の注意事項や環境配慮の方法の情報提供
- ・自然環境資源の保護に配慮した適切なエコツーリズムを実践しているエコツアーや自然体験プログラムの情報提供
- ・自然環境への負荷低減、持続可能性に配慮した責任ある方法で、ダイビング、釣りなどのレ

- クリエーション活動を提供する会社の観光情報の提供
- ・環境配慮に積極的な飲食店や観光・見学施設の紹介
  - ・自転車レンタルや公共交通機関など、環境に配慮した移動手段に関する情報提供

**【証明方法】**

提供している情報の内容と提供方法を付属証明書に記載すること。

**(5) 利用者への環境配慮に関する啓発、協力の呼びかけ**

利用者に対して、施設で取り組んでいる環境配慮への協力の呼びかけや、環境意識の向上につながる啓発を行っていること。

(例)

- ・客室での省エネルギー、節水、ゴミの分別、または食堂での食品残渣削減などの呼びかけをしていると共に、協力の結果、環境負荷削減になることについて情報提供している。  
 (「当地の〇〇を守るお手伝いをさせていただけることに感謝します」、「ごみが〇%削減されます」、「CO<sub>2</sub>削減につながります」などのメッセージを添えると効果的)
- ・客室において、省エネルギーあるいはCO<sub>2</sub>排出削減のため、冷暖房の設定温度が適正に設定されていることを利用者へ伝え、必要な場合のみ設定温度を調整することを促す表示がある。
- ・環境について意識するきっかけとなるような催し物や宿泊プランがある。
- ・売店で販売する商品や、提供するサービスなどが、環境に配慮されていることをわかりやすく説明、案内している。
- ・備え付けの映像ソフト、雑誌などは、自然の大切さなどについて啓発するものを取り揃えている。
- ・地元の生物多様性の豊かさを感じることでできる動植物やそれらの写真、ポスターなどを施設内に配し、案内を添えている。
- ・地元の生物、自然やそれらの保護の重要性などを説明した地図やパンフレットを配布している。
- ・エコツーリズムを推進するために、周辺の自然環境や歴史文化を体験し、学ぶと共にそれらの保全への関心を高めることを目的としたアクティビティを提供している。(地元の生物多様性の学習プログラム、地域のエコツアー、バードウォッチング、ガーデニング、農業体験、自然保護活動に関するプログラムなど)
- ・施設の環境活動についてのアンケートなど、利用者が環境活動に関して施設へ意見を伝える手段がある。

**【証明方法】**

環境配慮への協力呼びかけ、または環境意識向上の啓発となる取り組みの実施内容を付属証明書に記載すること。

**(6) 環境に配慮した食材とその情報の提供**

環境に配慮した以下の例のような食材を提供しており、それらの食材の配慮について利用者に説明、案内していること。なお、本項目は、食事の提供(簡易な軽食または朝食のみの)

提供は含まない)を行う施設のみ適用する。

(例)

- ・有機農産物、減・無農薬栽培農産物、減・無化学肥料栽培農産物またはそれらの加工品
- ・輸送時の環境負荷に配慮した食材（地産地消など）
- ・環境に配慮した養殖、飼育がされた食材
- ・季節（旬）の食材
- ・エコラベル認証を受けた食材

**【証明方法】**

提供している環境に配慮した食材を付属証明書に記載すること。また、それを利用者に説明、案内している部分の一例の写しを提出すること。

**B.設備、運営による環境負荷低減**

**B-1.環境に配慮した施設の運営・管理体制に関する基準**

(7) 環境に配慮した施設の運営・管理体制の整備

環境に配慮した施設の運営・管理を実施するために、以下の体制を整備していること。

- a. 環境方針を定めている。
- b. 環境目標および計画を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。
- c. 環境方針、環境目標および計画を継続的に改善する仕組みや体制を整備している。
- d. 環境管理責任者を定めている。
- e. 上記a.～d.について従業員教育や従業員への周知を行っている。(従業員には本内容に関連する業務の委託先を含む)

**【証明方法】**

申込宿泊施設が本基準項目に適合することを付属証明書に記載すること。また、以下 a.～e.の資料を提出すること。

- a.環境方針
- b.環境目標および計画、ならびにその取り組み状況
- c.環境方針、環境目標および計画を継続的に改善する仕組み（PDCA）の概略、および実施体制を説明する資料
- d.環境管理責任者の責任内容と位置付け（組織図等）
- e.従業員教育の内容や従業員への周知方法を説明する資料

環境マネジメントシステム規格（ISO14001、エコアクション 21、あるいは地方自治体、NPO 等が策定したエコステージ、KES など）に則った環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証を取得している場合は、当該第三者認証の認証書の写しを提出することで本項目の証明に代えることができるものとする。

**(8) 環境法規の順守**

施設が該当する環境法規等を順守していること（環境法規等には、地方の条例も含む）。また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善および再発防止策を講じ、以降は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

施設が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、事業代表者もしくは環境管理責任者が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に於ける行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写しなど)
  - 1)施設が立地している地域に係る環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割などを記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの
  - 4)再発防止策(今後の予防策)
  - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査などのチェック結果)

**B-2.廃棄物削減・リサイクルに関する基準****B-2-1.食品廃棄物の削減**

(9)および(10)は、食事の提供を行う宿泊施設のみ適用する。ただし、(10)は朝食または簡易な軽食のみ提供する宿泊施設は適用除外とする。

**(9) 食品廃棄物の発生抑制**

食事の提供を行う宿泊施設は、食材の在庫管理によるデッドストックの防止、宿泊予約数に合わせた調理量の調整、調理時の残り物の有効活用などによる食品廃棄物の発生抑制を行っていること。

**【証明方法】**

食品廃棄物の発生抑制のための具体的な方法を付属証明書に記載すること。また、その実施記録や帳票、従業員マニュアルなどを提出すること。

**(10) 食品廃棄物の再生利用**

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」）の定期報告義務の対象となる宿泊施設は、同法で定める再生利用等実施率が、食品関連事業者ごと

に設定されたその年度の基準実施率を上回っていること。

それ以外の食事の提供を行う宿泊施設（朝食または簡易な軽食のみ提供する宿泊施設は除く）は、食品廃棄物の発生量を把握し、目標を立てて、食品廃棄物の再生利用（飼料・肥料・油脂製品・メタン・炭化製品・エタノール原料化など）または熱回収（廃食用油の燃料利用など）を行っていること。（第三者に委託して行うことも可）

再生利用施設の立地条件や受入状況などにより、再生利用や熱回収が実施困難な場合や、再生利用や熱回収ができない食品廃棄物は、水切りや脱水化、生ごみ処理機の利用などによる乾燥、発酵、炭化などの減量化を行っていること。

**【証明方法】**

食品リサイクル法の定期報告義務の対象となる宿泊施設は、排出される食品廃棄物の「再生利用等実施率」（前年度との比較も含む）がわかる資料や説明文書などを提出すること。

（農林水産省へ提出した報告書の写しでもよい）

それ以外の宿泊施設は、食品廃棄物の a. 発生量、b. 削減目標、c. 再生利用、熱回収、減量化の実施内容（実施した量を含む）がわかる資料や説明文書などを提出すること。（報告対象期間：直近3か月から1年程度）

再生利用施設の立地条件や受入状況などにより、再生利用や熱回収が実施困難な場合は、具体的な理由を付属証明書に記載すること。

## B-2-2.食品廃棄物以外の廃棄物削減

### (11) 食品廃棄物以外の廃棄物の分別・リサイクル

食品廃棄物以外の廃棄物（客室ごみを含む）の種類と量を把握し、具体的な目標や計画を立てて削減やリサイクルを行っていること。なお、紙類（コピー用紙、新聞、雑誌、ダンボール）、PET ボトル、飲料缶、ガラスびんについては、排出量全量の分別・リサイクルを行っていること。

**【証明方法】**

廃棄物の a.種類と量、b.削減・リサイクルの目標または計画、c.削減・リサイクルした量がわかる資料や説明文書などを提出すること。（紙類、PET ボトル、飲料缶、ガラスびんは必須）。（報告対象期間：直近3か月から1年程度）

### (12) 食堂関連の廃棄物削減

食堂関連の廃棄物削減について、以下の推奨項目a.~h.のうち2つ以上を行っていること（自動販売機、テイクアウト販売を除く）。2つに満たない場合は、他の推奨項目において要求数を超えて満たした項目数で補ってもよい。ただし、本項は必須項目の設定に代えて、少なくとも1つの推奨項目を行うこと。

<推奨項目>

- a.使い捨てのカップ、皿、カトラリーを使用していない。
- b.割り箸を使用していない。



- c.おしぼりが使い捨てではない。
- d.ナプキンが使い捨てではない。
- e.酒類、ジュースなどの飲料のいずれかで、リターナブル容器や再生材料を使用した容器に入ったものを使用している。
- f.クリームやバター、ジャムなどのいずれかで、個包装していないものを提供している。
- g.食材の納入時に通い箱、再使用可能な容器、パレットなどを使用している。
- h.その他（上記以外の取り組みについては、エコマーク審査委員会において上記と同等以上の取り組みであるかを判断する）

**【証明方法】**

実施している取り組みの内容を付属証明書に記載すること。推奨項目 h.その他の取り組みを選択した場合は、取り組みの具体的な内容とともに、その取り組みを行うことで削減される廃棄物量（実績または推定）についても記載すること。

**(13) 客室関連の廃棄物削減**

客室関連の廃棄物削減について、以下の必須項目a.およびb.と、推奨項目c.~i.のうち3つ以上を行っていること。3つに満たない場合は、他の推奨項目において要求数を超過して満たした項目数で補ってもよい。

<必須項目>

- a.客室アメニティグッズの包装が、二重包装ではない。（市販品で切り替えが困難な場合は適用しない）
- b.客室内の家具（ベッド、椅子、テーブルなど）は、修理・リフォームして長期使用に努めている。

<推奨項目>

- c.歯ブラシやシェーバーの持参を呼びかけ、希望者のみに提供している。
- d.使用後の客室アメニティグッズや消耗備品の残りは、客室外での再使用またはリサイクルを行っている。  
（例）使用済みの固形せっけん、交換したトイレットペーパーの残り、使い古したタオルのバックヤードなどにおける再使用またはリサイクルなど
- e.未使用の客室アメニティグッズで再提供可能なものは、再び提供している。
- f.液体石鹸、シャンプー、リンスは使い捨てではなく、詰め替えできるディスペンサーを使用している。
- g.客室スリッパが使い捨てではない。
- h.客室内で、ごみが分別できるようになっている。
- i.その他（上記以外の取り組みについては、エコマーク審査委員会において上記と同等以上の取り組みであるかを判断する）

**【証明方法】**

実施している取り組みの内容を付属証明書に記載すること。推奨項目 i.その他の取り組み

を選択した場合は、取り組みの具体的内容とともに、その取り組みを行うことで削減される廃棄物量（実績または推定）についても記載すること。

### B-3.省エネルギーに関する基準

#### (14) エネルギー使用量の管理

エネルギーの使用量を把握し、目標を立てて使用量の削減に努めていること。なお、エネルギーは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」）で定めるエネルギーとし、太陽光などの非化石エネルギーを除く燃料、熱、電気とする。

また、建物の延べ床面積（エネルギー消費量の管轄外となるテナントを除く。屋内駐車場は含む。）あたりの年間エネルギー消費量が、3,000 MJ/m<sup>2</sup>以下であること。

3,000 MJ/m<sup>2</sup>を超える場合は、3,500MJ/m<sup>2</sup>以下であって、かつ基準エネルギー消費量（2002年以降の任意の連続する3年間の年間エネルギー消費量の平均値）に対して6%以上削減されていること。

##### 【証明方法】

a.直近の年間エネルギー消費量（単位の換算方法は、省エネ法、資源エネルギー庁のホームページなどを参照）、b.その削減目標と計画、c.延べ床面積、d.1 m<sup>2</sup>当たりのエネルギー消費量（年間）がわかる資料や説明文書などを提出すること。

直近の年間エネルギー消費量が 3,000 MJ/m<sup>2</sup>超 3,500MJ/m<sup>2</sup> 以下の場合は、基準エネルギー消費量、削減率についても報告すること。

前年度（1年間）の実績がない場合は、年間のエネルギー使用量を推計できる程度の実績期間を用いて、年間のエネルギー使用量を推計した数値とその内訳に関する資料を提出すること。

なお、認定後も年に1回、エネルギー消費量（年間）および前年比を報告すること。

#### (15) 機器のメンテナンス

熱源、照明、空調関係の機器（室内設備、厨房、洗濯装置などを含む）が効率よく動くように、定期的なメンテナンスを実施していること。

##### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

#### (16) 熱源・熱搬送設備、給排水設備の省エネルギー

熱源・熱搬送設備の省エネルギーについて、以下の推奨項目a.~d.のうち2つ以上において例示のような取り組みのいずれかを行っていること。2つに満たない場合は、他の推奨項目において要求数を超えて満たした項目数で補ってもよい。

<推奨項目>

a.運用管理の見直しによる改善

(例)

- ・冷水、冷却水、温水温度管理
- ・蒸気漏れ、保温の管理
- ・燃焼機器の空気比、排ガス管理
- ・蒸気圧力、ブロー管理
- ・冷却水水質管理（電気伝導度）
- ・弁、ダンパー開閉状況（自動弁など）の管理
- ・季節による給湯熱源機温度、圧力の設定変更
- ・給湯・循環ポンプのインターバル運転

b.蒸気、冷媒などの熱搬送用のポンプやファンの効率化

(例)

- ・効率の良い機器の導入
- ・配管の断熱化
- ・ポンプ、ファンの流量、圧力の調整
- ・冷温水、冷却水ポンプのインバーター制御

c.エネルギー効率を高めるための熱源設備を導入

(例)

- ・ボイラー廃熱利用設備
- ・マイクロガスタービン
- ・コージェネレーション（熱電併給）システム
- ・燃料電池
- ・給湯循環ポンプのインターバル運転（タイマーなど）
- ・高効率冷凍機
- ・ガス冷温水機、ターボ冷凍機の運転台数制御
- ・ヒートポンプ式給湯機
- ・大型施設で離れた場所に給湯が必要な場合、中央給湯方式を個別給湯方式に変更（瞬間ガス湯沸かし器、電気温水器など）
- ・地域熱供給（地域冷暖房）

d.再生可能エネルギーまたは未利用エネルギーの活用（総エネルギー消費量の10%以上）

(例)

- ・太陽熱給湯
- ・太陽光発電、風力発電、小型水力発電
- ・地熱、温泉熱、温泉廃熱利用
- ・廃材ボイラー
- ・海水や河川水などの外気温との温度差エネルギー

- ・ごみ焼却の排熱やごみを固形化した RDF を利用した廃棄物エネルギー
- ・工場、変電所、地下鉄、地下街などから放出される排熱エネルギー

**【証明方法】**

実施している取り組みの内容を付属証明書に記載すること。推奨項目 d. を選択した場合は、総エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーまたは未利用エネルギーの割合についても記載すること。

**(17) 空調・換気設備の省エネルギー**

空調・換気設備の省エネルギーについて、以下の必須項目 a. および b. と、推奨項目 c. ～ p. のうち4つ以上を行っていること。4つに満たない場合は、他の推奨項目において要求数を超えて満たした項目数で補ってもよい。

＜必須項目＞

- a. 不使用室の空調を停止している。
- b. 室温の設定温度を適正值に定めている。  
また、客室は、退室（チェックアウト）後に設定温度を適正值に戻している。

＜推奨項目＞

- c. 二重出入り口や回転扉を設置し、断熱性を向上させている。
- d. 断熱サッシ、ペアガラス、熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスまたは遮光フィルムなどを使用し、窓部の断熱性・遮光性を向上させている。
- e. 屋上や壁面、施設周囲の緑化を行っている。
- f. 屋根の日射を防止している。（熱反射塗料など）
- g. 共有スペース、客室で個別の空調管理が可能である。
- h. 取入外気量の適正化をはかっている。（CO<sub>2</sub>濃度に支障がないことを確認のうえ、冷房時・暖房時の外気導入量を削減）
- i. 空調、換気機器類の運転時間の見直しを行っている。（24時間稼働を見直し、間欠運転を行うなど）
- j. 負荷の変動が予想される動力機器（空調機、給排気ファン、ポンプなど）に、回転数制御が可能なインバーターを採用している。
- k. 全熱交換機（ロスナイなど）の効果的な運用を行っている。（中間期に冷房を行う際、外気による冷房効果を利用できる運転を行うなど）
- l. 局所クーリング、局所排気を行っている。
- m. 4管式の場合に、いずれか一方の運転停止を行っている。（冷房期の温水ポンプ、暖房期の冷水ポンプの停止）
- n. 屋内駐車場において車の動きが少ない時間帯の換気制御を行っている。  
（例）タイマー、CO センサーとの連動運転システム、係員による手動切り替えなど
- o. ナイトパーシ（冷房時期に熱が蓄積される部屋で、夜間の外気を室内に送風し、翌日の冷房負荷を軽減する方法）を実施している。

p. 室外機の適正配置、目隠しの撤去、風光板の取り付け、水噴射などを行っている。

**【証明方法】**

実施している取り組みの内容を付属証明書に記載すること。必須項目 a.、b.については手順に従業員に周知している方法を付属証明書に記載すること。

(18) 照明・電気設備、昇降機の省エネルギー

照明・電気設備、昇降機の省エネルギーについて、以下の必須項目a.およびb.と、推奨項目c.～s.のうち6つ以上を行っていること。6つに満たない場合は、他の推奨項目において要求数を超えて満たした項目数で補ってもよい。

<必須項目>

- a. 白熱電球を使用している場合は、電球形蛍光灯などの省エネタイプの電球に代替を進める計画、方針を持っていること。
- b. 不要時間帯、不使用室、十分な自然採光ができる場所（清掃時などを含む）の消灯を行っている。（事務室、ロッカー室、倉庫、トイレ含む）

<推奨項目>

- c. 電球形のランプ（口金がE17、E26のもの）については、その総数の60%以上が電球形蛍光灯もしくはLEDランプである。
- d. 適正照度の管理を行っている。（JIS Z 9110「照明基準総則」で定める宿泊施設の照度要件の照度を考慮し、過度に明るいことのない照明としている。）
- e. 照明器具の総数の20%以上にエネルギー効率の高い器具を使用している。  
(例) Hfインバーター器具、LED照明器具など
- f. 屋外照明は、タイマーや光度センサーなどにより防犯上必要な明るさや時間にコントロールされている。
- g. 24時間点灯が必要な場所（ロビー、客室階廊下、非常口、屋外常夜灯など）には、LEDなどのエネルギー消費の低いランプまたは照明装置を使用している。
- h. 通行や使用の少ない場所の照明は、暗いときだけ点灯させる照度センサーやタイマー機能、人感センサーなどを活用している。
- i. 設定時間帯に照明の箇所や照度を自動制御するシステムを導入している。
- j. 客室において、キー管理などにより不在時の電力使用を削減できる装置がある。または外出時の消灯を呼びかけている。
- k. 省エネラベル等により、導入時点の従来品と比較して省エネタイプの FFE(客室の什器、備品)を導入している。（テレビ、冷蔵庫など）
- l. 低損失、高効率変圧器を採用している。
- m. 電気設備に低損失型コンデンサー・リアクトルを採用している。
- n. 昇降機またはエスカレータの間引き運転を行っている。（宿泊客不在時運転は必要台数のみとする。）
- o. 昇降機にインバーター制御または電力回収方式等の省エネタイプを採用している。
- p. エスカレータに人感センサーを採用している。

- q.暖房便座や温水洗浄便座の節電機能(不使用時の自動節電、便ふた自動開閉など)を活用している。または、季節に応じて温水の温度を調節し、かつ夏期などの不要時に便座の暖房機能を停止している。
- r.客室の冷蔵庫の電源は、不使用時に停止している。
- s.自動販売機の照明消灯、冷却停止時間の延長、または省エネ性能の高い自動販売機を導入している。

**【証明方法】**

実施している取り組みの内容を付属証明書に記載すること。必須項目 a.については白熱電球を省エネタイプに代替する具体的な計画または実施内容を付属証明書に記載すること。必須項目 b.、推奨項目 q.、r.については手順を従業員に周知している方法を付属証明書に記載すること。推奨項目 c.、e.を選択した場合は、導入割合についても記載すること。

## B-4.節水に関する基準

### (19) 水使用量の管理

水(掘削許可や使用量の報告などの規制を受ける地下水、温泉水を含む)の使用量を把握し、目標を立てて使用量の削減に努めていること。

**【証明方法】**

直近の年間(1年間の実績がない場合は3か月間以上)の水使用量、その削減目標と計画、前年比がわかる資料や説明文書などを提出すること。なお、認定後も年に1回、水消費量(年間)および前年比を報告すること。

### (20) 給排水設備のメンテナンス

給排水設備について、効率よく使用できるように適切なメンテナンスを行っていること。

(例) 給排水設備の水圧、水量の再調整、適正化、漏水の点検、浄化槽の点検など

**【証明方法】**

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

### (21) 節水手段

節水について、以下の必須項目 a.および b.と、推奨項目 c.~m.のうち2つ以上を行っていること。2つに満たない場合は、他の推奨項目において要求数を超えて満たした項目数で補ってもよい。

<必須項目>

- a.客室総数の50%以上において、洗面水栓、台所水栓、浴室水栓またはシャワーヘッドに、節水器具(節水コマ、泡沫キャップなど)、節水型水栓(サーモスタット、シングルレバー、自動停止など)または節水型シャワーヘッド(手元止水機構付、小流量吐水機構付など)のいずれかを導入している。
- b.従業員に対し、洗い物や掃除の際の節水を促している。

<推奨項目>

- c.連泊の宿泊客に、寝装具やタオル類の交換希望制を採用している。
- d.大便器の設置総数の50%以上に節水型機器を導入している。  
(例) 洗浄水量が8.5L以下の大便器(JIS A 5207「衛生器具—便器・洗面器類」節水I形)など
- e.小便器の設置総数の50%以上に節水型機器を導入している。  
(例) 流量制御付自動洗浄の小便器など
- f.必須項目 a.において、客室の異なる設置個所2箇所以上または異なる器具2種類以上で導入している。
- g.必須項目 a.のいずれかの器具を、客室以外の場所(大浴場、館内トイレなどの共用設備、バックヤードなど)に導入している。
- h.排水の浄化利用(中水利用)を行っている。
- i.雨水を利用している。  
(例) 雨水貯留タンク、雨水によるトイレ洗浄など
- j.導入時点の従来品と比較して節水タイプの食器洗浄機を使用している。
- k.導入時点の従来品と比較して節水タイプの洗濯機を使用している。
- l.客室浴槽において節水に資する適正水位目安を表示している。
- m.その他(上記以外の取り組みについては、エコマーク審査委員会において上記と同等以上の取り組みであるかを判断する)

【証明方法】

実施している取り組みの内容を付属証明書に記載すること。必須項目 a.についてと、推奨項目 d.、e.を選択した場合は、導入割合についても記載すること。必須項目 b.については従業員に周知している方法を付属証明書に記載すること。推奨項目 m.その他の取り組みを選択した場合は、取り組みの具体的内容とともに、その取り組みを行うことで削減される水の使用量(実績または推定)についても記載すること。

## B-5.化学物質に関する基準

### (22) 殺菌剤、消毒薬、防虫・殺虫剤

殺菌剤、消毒薬、防虫・殺虫剤の使用は必要な場合のみ、適正な使用量を守って使用していること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

### (23) 洗剤

洗濯、食器洗浄などに使用する洗剤類は、適正な使用量を守って使用していること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

## B-6.グリーン購入に関する基準

### (24) 消耗品のグリーン購入

施設で使用する以下の例のような消耗品について、環境配慮製品<sup>(注1)</sup>を調達することを定め、購入を行っていること。

＜環境配慮製品の調達を定める消耗品の例＞

- ・コピー用紙
- ・トイレットペーパー
- ・ティッシュペーパー
- ・事務用品
- ・トナーカートリッジ、インクカートリッジ

#### 【証明方法】

環境配慮製品を調達することを定めている消耗品を付属証明書に記載すること。また、購入実績（購入品目と個数もしくは金額）がわかる資料や説明文書などを提出すること。（報告対象期間：直近3か月から1年程度）

### (25) 備品、耐久消費財、役務のグリーン購入

以下の例のような備品、耐久消費財、役務の2つ以上に環境配慮製品・役務<sup>(注1)</sup>を使用していること。

（例）

- ・建材、内装材
- ・家具
- ・寝具
- ・制服
- ・タオル、布巾類
- ・オフィス機器（プリンタ、コピー機、パソコンなど）
- ・電気製品（テレビ、冷蔵庫、自動販売機など）
- ・送迎車、社用車
- ・役務（外部に発注するサービスとして印刷、害虫防除、クリーニング、自動車整備など）

#### 【証明方法】

施設で使用している備品、耐久消費財、役務の環境配慮の具体的な内容を付属証明書に記載すること。また、同種の製品の買換えが想定される場合には、買換え時にも環境配慮製品を購入する方針があることについても付属証明書に記載すること。



(注1) グリーン購入において積極的に購入が望まれる環境配慮製品・役務とは、以下のようなものを指す。

- ・エコマークなどのエコラベル認定品
- ・環境省「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準を満たした製品・役務

<その他製品例>

- ・再生紙、再生プラスチックなどの再生材を使用した製品
- ・間伐材、未利用資源を使用した製品
- ・木材の調達にあたり跡地の緑化、植林、環境修復、生態系に配慮した製品
- ・無漂白の繊維製品など製造時の環境負荷を低減した製品
- ・低 VOC の建材、内装材
- ・修理、部品交換、長期使用が可能な製品
- ・使用後にリサイクルされる製品
- ・詰め替え製品
- ・省エネ製品
- ・次世代自動車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車）、低燃費かつ低公害（低排出ガス）車

<その他役務例>

- ・環境配慮製品を使用して提供される役務（サービス）

## 5. 申込区分、表示など

(1) 申込区分（申込単位）は宿泊施設ごととする。管轄外となるテナントなどがある場合は、申込みを行う宿泊施設の管轄範囲および、管轄範囲外のテナントなどの名称を報告すること。

(2) 原則として、施設内、パンフレットなどにエコマークを表示すること。表示方法は「エコマーク使用の手引（B タイプの表示）」に従うこと。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容（マーク表示見本）を提出すること。

マーク近傍には、以下①、②を含む認定情報を記載すること。なお、英語で記載してもよい。

- ① 「エコマーク」を含む文言（「エコマーク認定」、「エコマーク認定宿泊施設」、「エコマーク認定ホテル」、「エコマーク認定旅館」、「エコマーク認定番号」など）  
認定基準の主な内容を併せて記載してもよい。以下に例を示す。

廃棄物削減や省エネ・節水の推進とともに、お客様との環境コミュニケーションを大切にしています。

- 環境に配慮したサービス・施設運営
- お客様との環境コミュニケーション

## ②認定宿泊施設名（認定宿泊施設が明らかな場合は省略してもよい）

以下に例を示す。



エコマーク認定



廃棄物削減や省エネ・節水の推進とともに、お客様との環境コミュニケーションを大切にしています。

エコマーク認定 第 12 345 678 号  
〇〇〇ホテル

- (3) 認定時に、申込み宿泊施設において認定基準への適合に関する現地確認を行う。また、認定後 2 年目以降のエコマーク認定期間中においては、必要に応じて現地確認を実施し、認定基準への適合状況を確認するものとする。
- (4) 本認定基準 A.周辺環境への配慮と利用者との環境コミュニケーション(1)、(2)、(4)～(6)の基準内容については、消費者・事業者などへの情報提供として、申込者が申請した取り組みの概要をエコマーク事務局ホームページにおいて公開する。

---

2012 年 10 月 1 日	制定 (Version1.0)
2016 年 1 月 1 日	改定 (Version1.1)
2018 年 3 月 29 日	有効期限延長
2022 年 9 月 30 日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。